

◎松戸市の防災に関する取り組み紹介

総合防災訓練や避難所運営委員会などに参加しよう

本市では市域全体の防災力向上を推進するため、総合防災訓練の実施や、避難所運営委員会に参加しています。機会があればみなさんも是非参加してください！！



○総合防災訓練

毎年、11月の第二土曜日に松戸市内全域において「総合防災訓練」を行い、松戸市の防災力向上に努めています。

- (1) メイン訓練会場（市立中学校）
防災関係機関との連携訓練、各種研修、福祉避難室の開設訓練を実施。



組み立て式トイレを展開



陸上自衛隊によるカレーライスの炊き出し、配食を実施

- (2) 避難所開設訓練

市内全ての小中学校において、市民、学校及び行政が一体となった避難所開設運営訓練を行っています。内容は、各学校や地域が主体となり、防災資機材の展開や住民の避難誘導や収容についての実働的な避難所の運営を実施しています。

また、要配慮者が避難をする福祉避難所開設訓練も同時に行っています。

- (3) その他の訓練

ア 物資供給訓練 協定を締結した事業者と協同で物資を避難所に輸送する訓練。

イ 通信訓練

避難所直行職員等により各避難所や災害医療協力病院、特別養護老人ホーム等、約170箇所からの情報を集約。

ウ 消防初期対応訓練

消防局において、警防本部設置運営訓練や情報収集、伝達訓練を実施。

○避難所運営委員会

災害時における避難所運営には、平時からの地域・学校・行政が一体となった会議が非常に重要です。この会議は一般的に「避難所運営委員会」や「地域防災会議」などと呼ばれており、各避難所のルール作りや運営組織作りなどを行っています。これらの会議に参加をして様々な意見交換を行い、地域の防災力向上を推進しましょう。



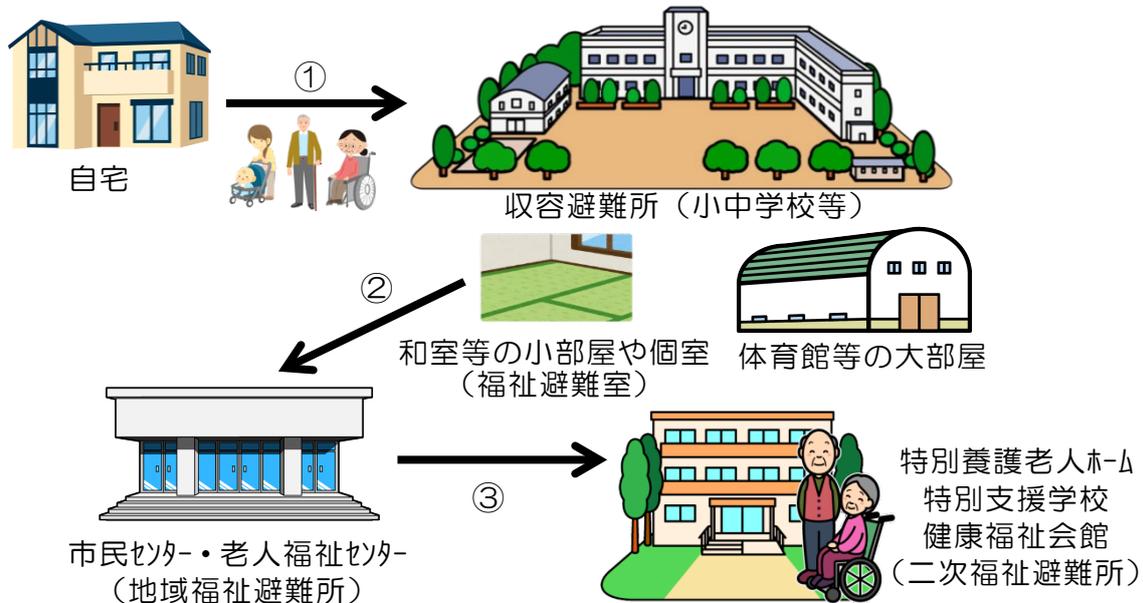
福祉避難所への避難の流れ

☆福祉避難所とは・・・

災害発生時に要介護認定者や障がい者など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所のことです。

原則として、一般の避難者は避難できません。

☆福祉避難所への避難の流れ



①	市の指定する小中学校等の収容避難所へ避難 収容避難所内の体育館等の大部屋で共同生活を行うことが困難な方は、同避難所内の小部屋（福祉避難室）で生活
②	福祉避難室での生活が困難な方は、地域福祉避難所へ移送
③	地域福祉避難所での生活が困難な場合は、二次福祉避難所へ移送

※地域福祉避難所や二次福祉避難所は、人員や物資の支援が入り次第必要に応じて開設しますので、発災後すぐに避難することはできません。まずは市指定の収容避難所へ避難してください。

☆東日本大震災や熊本地震では・・・

福祉避難所の指定を受けていた社会福祉施設等に多くの住民が避難したことで、専門的支援を必要とする人が支援を受けられず、一般の避難所で困難な生活を送っていたことがありました。上記のような段階を踏んでいるのは、二次福祉避難所において、専門的ケアが必要な人のために適切なケアが行えるようにするためです。

☆専門的人材が必要です！！

避難所での介護支援、適切な施設への避難誘導を行うためには、要配慮者の支援について理解のある専門的人材が必要です。

専門的知識を持っている方は、ご協力ください。



災害医療体制について

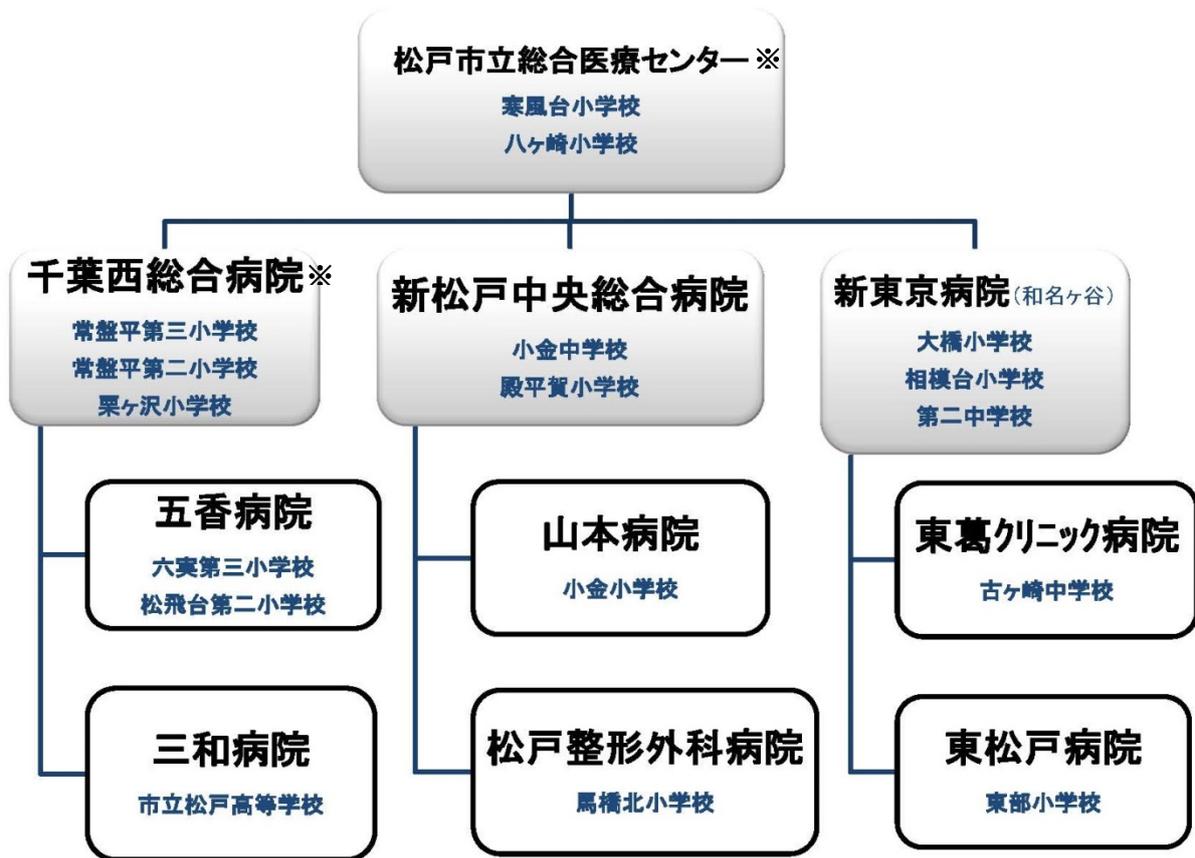
松戸市では、大規模災害発生時において、市内17箇所の学校に設置される学校救護所の他、10箇所の災害拠点病院・災害医療協力病院に病院前救護所を設置して、医療活動を行います。

特に、超急性期（発災72時間後まで）は負傷者の殺到が予想される10箇所の病院前救護所に、予め指定された医師等が参集し、救命活動及びトリアージ（傷病者の選別を行い、治療の優先順位を定めること）を行います。

1. 救護所の配置について

以下は、病院前救護所が設置される病院と、学校救護所が設置される学校を示したものです。各病院は付近の学校救護所と連携して医療活動を行い、処置が困難な患者をより上位の病院に治療を依頼します。

日ごろから近くの救護所を把握し、災害で負傷した場合はそれぞれの救護所で医師による治療を受けるようにしましょう。



※印は、災害拠点病院を示す。

2. 松戸市災害時医療救護活動マニュアルについて

市では、医師会等の関係機関と連携して作成した「災害時医療救護活動マニュアル」を基に、災害医療の体制整備を行っています。

このマニュアルに基づいて各種訓練を行うとともに、年2回を基準に「松戸市防災会議医療部会」を開催し、その年の活動結果を踏まえたマニュアルの修正をすることで、より現実的で実効性のあるものとしています。

避難所に物資が届くまで

松戸市での物資供給の動き

○発災後、松戸市では災害対策本部を立ち上げ、物資集配拠点から避難所へ物資を送る調整を始めます。

◆発災後3日間◆

○市は備蓄物資の供給を行うことに加え、協定を締結している各事業者对生活に必要な物資を要請し避難所へ届けます。

◆発災から4日目以降◆

○市は避難者が何を欲しているかを把握し、国や県、企業に物資の供給依頼を行い、大量の支援物資を受入れ、避難所へ届ける体制へ移ります。



質問 物資はどこでもらえるの？

答え 大規模な災害が発生した場合、小中学校を中心とした収容避難所が開設されます。物資は収容避難所へ集積され、避難者へ配給されます。



質問 在宅避難者でももらえるの？

答え 自宅が安全で在宅避難をされている方も物資を受け取ることができます。

開設された収容避難所の掲示板や、運営をされている町会の方から物資が届く時間や炊き出しはいつ・どこで実施するかなどの情報を得て物資を受け取ります。

※最低でも3日間の備蓄品を自宅に用意しましょう！！

※過去の災害では避難者が持ち寄った食糧や生活必需品を分け合い、物資が届くまでしのいだこともあったようです。



防災啓発映像資料の貸し出し

松戸市危機管理課から下記の防災啓発映像資料（DVD、CD-ROM）を無料で貸し出します。

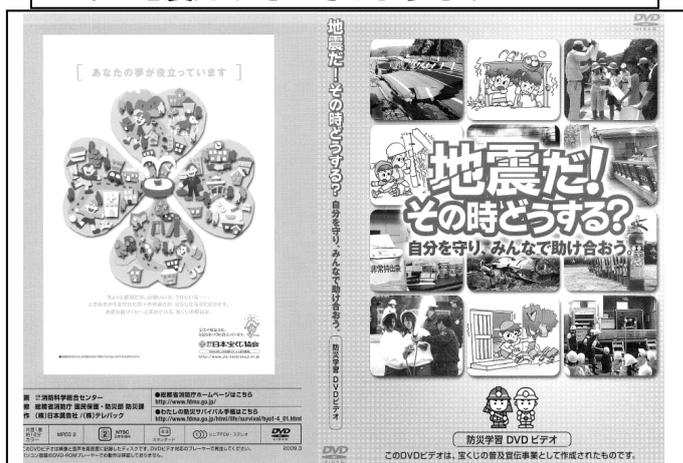
No.	タイトル・サブタイトル	時間	内 容
1	ふせごう ー家具等の転倒防止対策ー	21分 DVD	地震時の家具の転倒を防ぐために、正しい器具の取り付け方法など詳しく収録されています。
2	地震だ！その時どうする？	18分 DVD	大地震の体験談や被害を最小限に食い止めるための行動や普段からの備えなど、どのようにすればいいのか詳しくわかります。
3	「いのち」を守る！！そして助け合う心！！ ～いつ起こるか分からない 地震に備えて～	22分 DVD	災害被害を最小限に食い止めるためには、自助及び共助が重要であるという意識を普及するためのDVDとなっています。
4	地域発防災ラジオドラマ in 藤沢 2009 鵜沼中学校地区防災連絡協議会（地震編）	73分 音声のみ	災害の準備、当日の対応、後の処理の3段階によって、展開されたものが収録されています。
5	地域発防災ラジオドラマ in 藤沢 2009 鵜沼海岸5丁目町内会（水害編）	69分 音声のみ	さまざまな災害シナリオに基づいて8個のシーンをドラマ化して収録されています。
6	地域発防災ラジオドラマ in 山古志 2009 山古志竹沢地区（地震編）	62分 音声のみ	新潟県中越地方でマグニチュード6.8の地震が発生したと想定し山古志地方の住民が災害に対してどのようにして行動するかストーリー仕立てとなっています。
7	地域発防災ラジオドラマ in つくば 2010 いなほ幼稚園（地震編）	25分 音声のみ	幼稚園関係者が地震直後の対応や帰れない園児への対応と地域との連携がドラマ化されています。
8	自主防災組織の結成に向けて ～地域で災害への備えを確立しよう～	CD-ROM	自主防災組織とはどのような活動をしたら良いのか、詳しく収録されています。
9	自主防災組織育成ビデオ 「大地震から生き抜く」	CD-ROM 22分	松戸市消防署の方の救出や応急手当方法などが収録されています。
10	地震・・・その時に備えて ～その時・その後どうするか編～	CD-ROM	地震に備え、日頃から家族で話し合っておきたい、準備しておきたい内容や、実際に発生した時にしなければならないことが時間の流れに沿って収録されています。
11	地震・・・その時に備えて ～地域防災編～	CD-ROM	地震の備え、日頃から地域住民による協力体制を築くために参考なる、さまざまなアイデアが収録されています。

12	地震・・・その時に備えて ～家庭防災編～	CD-ROM	地震に対して普段から家族での防災会議や家の中の点検など詳しく説明されています。
13	地震・・・その時に備えて ～避難編～	CD-ROM	地震に対して普段からどのような備えをしておくべきか、万一被災したとき、どのような行動をとるべきか、そのガイドが収録されています。
14	地震・・・その時に備えて ～住宅耐震化編～	CD-ROM	住宅を耐震化することの重要性と、耐震化を行うにあたって知っておいていただきたい、さまざまな知識を説明するものです。
15	地震・・・その時に備えて ～津波対策編～	CD-ROM	いざというときにあわてずに適切な行動がとれるように、普段から津波に対する正しい知識と安全のための備えについて理解を深めていただけます。
16	震災 10 年～神戸の記録～	CD-ROM	阪神大震災から復興までの取り組み状況が写真や映像として残されています。また、震災などで体験して役立ったことが詳しくわかります。
17	幸せを運ぼう～阪神・淡路大震災から学ぶ～	DVD CD-ROM	地震の恐ろしさや普段からの備えの重要性が詳しくわかります。
18	気象災害から命を守る ～「想定外は、いま起きるかもしれない」～	DVD	局地的豪雨（ゲリラ豪雨）とそれに伴う災害を中心に上げ、気象に関する正しい知識と、命を守る術を伝えます。

No.1 ふせごう 一家具等の転倒防止対策



No.2 地震だ！その時どうする？



※松戸市では、No. 1、No.2（監修：総務省消防庁）の DVD を防災意識の向上を目的に複製いたしましたので、町会等や自主防災組織単位での集会等にてご利用ください。また、DVD は市内各消防署にて配布いたしますのでどうぞご利用ください。

【参考資料】

水害に関する知識

1. 風水害に関する知識（台風について）

1. 台風とは？

台風は、熱帯地方で発生する低気圧のうち、赤道より北で東経180度以西の北西太平洋または南シナ海で中心付近の最大風速が17m/s（風力8）以上のものを台風と呼びます。

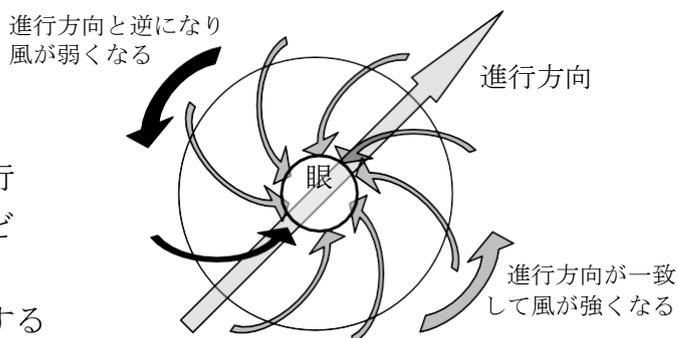
2. 台風の進路と災害

台風は強い風と雨を伴い、各種の風水害を誘発しますが、一般に台風の進行方向に対し右半分の方で強い風が吹きやすい。

これは、台風のコースの右側では台風の中心に吹き込む南よりの風に、南よりの一般流（台風の渦巻きを流す上空の流れ）が一致するためです。

したがって、台風のコースに近い進行方向右側の地域では、暴風雨、高潮などに対するより一層の警戒が必要です。

また、進行方向左側の地域も雨に対する警戒は必要です。



※台風の眼に入ると風は急に弱くなり、時には青空が見えることもあります。しかし、眼が通過した後は風向きが反対の強い風が吹き返します。台風の眼に入った場合の平穏は「つかの間の平穏」であって、決して台風が去ったことではありません。

3. 台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように台風の大きさと強さを表現します。

大きさは「強風域（平均風速15m/s以上の強い風が吹く可能性がある範囲）」の半径で、台風の強さは「最大風速」で区分しています。

さらに、強風域の内側で平均風速25m/s以上の風が吹く可能性がある範囲を暴風域と呼びます。



《台風の強さと階級分け》

階級	最大風速
強い	33m/s 以上～44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上～54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

《台風の大きさと階級分け》

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km 以上 800km 未満
超大型（非常に大きい）	800km 以上

4. 風と被害について

台風等による風の強さによる被害の目安は下記のとおりです。

《風と被害について》

風速	被害の程度（目安）
風速 10m/s	傘(かさ)がさせない
風速 15m/s	看板やトタン板が飛びはじめる
風速 20m/s	小枝が折れる
風速 25m/s	瓦が飛び、テレビアンテナが倒れる
風速 30m/s	雨戸がはずれ、家が倒れることもある

※国土交通省による。風速は10分間の平均風速

5. 日本の過去の台風による被害例（気象庁HPより）

風によって引き起こされる災害には、風害・水害・高潮害・波浪害などがあります。もちろん、これらが単独で発生することはなく、複合して発生し大きな被害となります。過去の台風による災害の例をいくつか紹介します。

台風名	死者・行方不明（人）	負傷（人）	住家被害（棟）	建物浸水（棟）	船舶（隻）	上陸・接近年月日
室戸台風	3,036	14,994	92,740	401,157	27,594	1934(昭和9)年 9月21日
枕崎台風	3,756	2,452	89,839	273,888	不詳	1945(昭和20)年 9月17日
伊勢湾台風	5,098	38,921	833,965	363,611	7,576	1959(昭和34)年 9月26日
平成2年 第19号	40	131	16,541	18,183	413	1990(平成2)年 9月19日
平成3年 第19号	62	1,499	170,447	22,965	930	1991(平成3)年 9月27日
平成5年 第13号	48	396	1,784	3,770	不詳	1993(平成5)年 9月3日

台風名	死者・行方不明（人）	負傷（人）	住家被害（棟）	建物浸水（棟）	船舶（隻）	上陸・接近年月日
平成16年第18号	46	1,399	64,993	21,086	1,592	2004（平成16）年9月7日
平成16年第23号	98	721	21,350	54,347	494	2004（平成16）年10月20日
平成23年第12号	98	113	4,008	22,094	不詳	2011（平成23）年9月3日
平成25年第26号	43	130	1,094	6,142	不詳	2013（平成25）年10月16日

2. 風水害に関する知識（集中豪雨について）

1. 集中豪雨とは？

集中豪雨とは、せまい地域に短時間に大量の雨が降る現象で予想がしづらいといわれています。土砂災害などにも細心の注意を払いましょう。一般に日雨量が 70 mm を超えると水害が発生し始め、200 mm以上になると崩壊等を含む大規模な風水害になるといわれています。大雨情報を聞いたら、早めの準備が必要です。

2. 1時間の雨量と降り方について

《1時間の雨量と雨の降り方》※気象庁による

1時間の雨量	雨の降り方
10～20 ミリ	ザーザーと降る。雨の音で話し声がよく聞き取れない
20～30 ミリ	どしゃ降り。側溝や下水、小さな川があふれる。
30～50 ミリ	バケツをひっくり返したように降り、道路が川のようになる。
50～80 ミリ	滝のように降り、土石流が起こりやすい。車の運転は危険。
80ミリ以上	雨による大規模な災害発生危険があり、厳重な警戒が必要。

3. 雨に関する注意報・警報の基準

大雨などの時に発表される注意報や警報は、各地域の住民に注意を呼びかけ、災害による被害を最小限に食い止めることを目的としています。

注意報は災害が起こるおそれのあるときに、警報は 重大な災害が起こるおそれのあるときに発表されます。



《松戸市の雨に関する注意報・警報基準》※銚子地方気象台が発表する基準です。

種類	発表基準（松戸市）
大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (浸水害) 3時間雨量 70ミリ (土砂災害) 土壌雨量指数基準 125
洪水警報	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・雨量基準 3時間雨量 70ミリ ・流域雨量指数基準 — ・複合基準 3時間雨量 40ミリ かつ 流域雨量指数 江戸川流域=8
大雨注意報	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・雨量基準 3時間雨量 40ミリ ・土壌雨量指数基準 100
洪水注意報	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・雨量基準 3時間雨量 40ミリ ・流域雨量指数基準 — ・複合基準 3時間雨量 30ミリ かつ 流域雨量指数 江戸川流域=8
記録的短時間大雨情報	現在の降雨が土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせる場合。 ・発表基準 1時間雨量 100ミリ

3. 風水害に関する知識（土砂災害について）

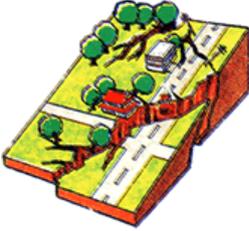
1. 土砂災害について

わが国には、約8万か所の斜面崩壊（山崩れやがけ崩れなど）、約2万か所の地すべり、約7万か所の土石流の危険地域があるといわれています。

土砂災害は、梅雨や台風など、一度にたくさんの雨が降るときに突発的に発生します。破壊力が大きく、地域に壊滅的な被害をもたらす、人的被害も大きいことが特徴です。

2. 土砂災害の種類

土砂災害には、『斜面崩壊（がけ崩れ）』『地滑り』『土石流』の3種類があります。

種別	現象	土砂災害の前兆	イメージ図
斜面崩壊 (がけ崩れ)	地面にしみ込んだ雨水により柔らかくなった土砂が、突然崩れ落ちる現象。瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く被害が大きくなる	<ul style="list-style-type: none"> ・小石がパラパラ落ちてくる ・がけからの水が濁る ・がけにひび割れができた 	
地滑り	緩やかな斜面で地中の粘土層など滑りやすい面が、長雨や地下水の影響でゆっくりと動き出す現象	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面から水が吹き出す ・地面にひび割れやずれができる ・沢や井戸の水がにごる 	
土石流	谷や斜面にたまった土や石・砂などが梅雨の長雨・台風の大雨による水と一緒に、ものすごい勢いで流れる現象。流れの速度が速く、大きな被害をもたらす	<ul style="list-style-type: none"> ・「山鳴り」がする ・川の流れがにごったり、流木が混ざり始める ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる 	

3. 千葉県内の土砂災害危険箇所の公表について

千葉県県土整備部河川環境課では、土砂災害による被害を未然に防ぐ、あるいは被害を最小限におさえるため、土砂災害危険箇所を公表しています。くわしくは、ホームページをご覧ください。（下記URLからご覧いただけます。）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/kikenkasho/index.html>

4. 風水害に関する知識（気象情報について）

1. 気象情報とは？

気象情報は注意報や警報に先立って注意をうながしたり、注意報や警報が発表された後の補足や防災上の注意を解説する場合などに発表されます。

種類：台風、低気圧、大雨、大雪、少雨、長雨、低温、日照不足など

2. 千葉県の注意報・警報の発表基準

気象庁は、各地方（県・支庁単位）ごとに注意報・警報の発表基準を設定しています。注意報や警報は、気象要素（雨量、風速、波の高さなど）が基準に達すると予想した区域に対して発表します。

ただし、大地震や火山の噴火などによって災害発生にかかわる条件が変化した場合、「暫定基準」を設定して通常とは異なる基準で運用することもあります。

また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもあります。

（1）銚子地方気象台が発表する注意報の基準

強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s（注1）以上、そのほかの海上 15m/s 以上
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s（注1）以上、そのほかの海上 15m/s 以上 ・雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・有義波高が、東京湾 1.5m以上、太平洋沿岸 2.5m 以上。 ※松戸市は、非該当
高潮	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 各市町村によって、基準が異なる。 ※松戸市は、非該当
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 各市町村によって、基準が異なる。 （松戸市） ・雨量基準 3時間雨量 40 ミリ ・土壌雨量指数基準 100
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 各市町村によって、基準が異なる。 （松戸市） ・雨量基準 3時間雨量 40 ミリ ・土壌雨量指数基準 — ・複合基準 3時間 30 ミリ かつ 流域雨量指数 江戸川流域=8
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・24時間の降雪の深さが、北西部 5cm 以上 ・24時間の降雪の深さが、北東部・南部 10cm 以上

雷	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 ・最小湿度 30%（注2）で、実効湿度 60%（注2）以下
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 ・視程が、陸上 100m、又は海上 500m以下
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合。 ・4月1日～5月31日の期間に最低気温北西部・北東部4度以下、南部3度以下
低温	北西部・北東部： 低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合 ・冬季の最低気温が、銚子で-3度以下、千葉で-5度以下 南部： 夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
注1 （注1）印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。	
注2 （注2）印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。	

（2）銚子地方気象台が発表する警報の基準

暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上 20m/s（注1）以上、海上 25m/s 以上
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・平均風速が、陸上 20m/s（注1）以上、海上 25m/s 以上 ・雪を伴う
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・有義波高が、東京湾 3.0m以上、太平洋沿岸 6.0m以上。 ※松戸市は、非該当
高潮	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 各市町村によって、基準が異なる。 ※松戸市は、非該当
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 各市町村によって、基準が異なる。 （松戸市） ・浸水害 3時間雨量 70ミリ ・土砂災害 土壌雨量指数基準 125
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 各市町村によって、基準が異なる。 （松戸市） ・雨量基準 3時間雨量 70ミリ ・流域雨量指数基準 — ・複合基準 3時間雨量 40ミリ かつ 流域雨量指数 江戸川流域=8
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ・24時間の降雪の深さが、20cm 以上

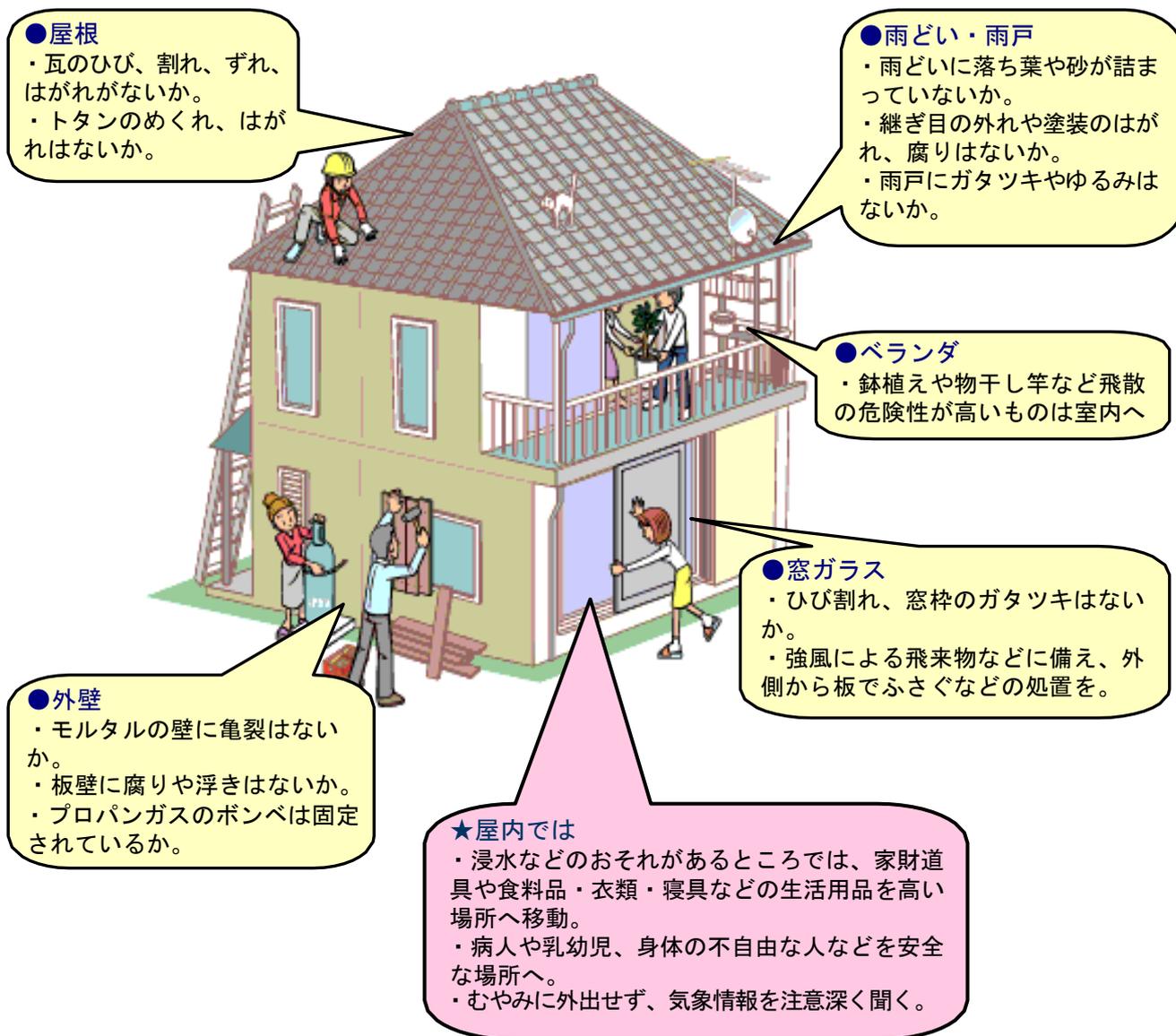
注1 （注1）印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

5. 風水害に備えよう！

1. 事前の備え

- ・テレビやラジオ等の気象情報を注意して聞きましょう。
- ・市や防災関係の広報（防災行政無線等）がでた場合、聞き逃さないように注意しましょう。
- ・停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの用意をしましょう。
- ・飲料水や食料を最低3日分を目途に確保しましょう。（非常持出品の準備）
- ・下水や側溝のそうじをしたり、危険物が飛ばないようにしたりする等、家の周囲の点検をしておきましょう。
- ・避難に関する準備（避難場所、ルートの確認等）をしておきましょう。

2. 家の内外の風水害対策



6. 安全に避難するためには・・・

●事前の準備も大切！

- ・日頃から情報を集めるように！！
- ・非常持出品の準備をしよう



●家族や地域でまとまって避難しよう

お年寄りや子供の手はしっかり握り、動きやすい服装、2人以上で避難を



●土砂災害危険箇所は避けて！

大雨の時には、土砂災害の危険箇所は要注意



●避難は徒歩で

車やバイクは、かえって危険です。



●足元の水に注意して！

坂川等の中小河川及び水路沿いの道路による避難時には、路面を流れる水に注意！
濁水の下には蓋の開いたマンホールや水路があり転落のおそれがあります。



●地下道（アンダーパス）

地上より低くなっている地下道は、避難をする際危険な場合があります。

